

発議案第17号

集团的自衛権の行使容認に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月17日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	奥山 智	⑩
賛成者	八千代市議会議員	小林 恵美子	⑩
	同	松崎 寛文	⑩
	同	山口 勇	⑩

## 提案理由

国に対し、集団的自衛権の行使を認めないよう求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍首相は、自身の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の答申を受けて、閣議決定を経た後、憲法改正を行わず、集団的自衛権行使のための法整備を行うとの方針を示した。この方針には、3つの点で大きな問題がある。

第1に、集団的自衛権の行使を認めることは、明らかな憲法違反であり、歴代の政権では、集団的自衛権は戦争の放棄をうたっている現憲法下では認められないとしてきたところである。

第2に、憲法の根幹にかかわる重大事項の変更を国会の審議を経ず、閣議決定のみの解釈改憲で行うことである。これは、人権を保障し三権分立を定めた憲法に従って国を統治するといった近代の立憲主義に反するものである。

第3に、戦争をする国になるということは、戦争ができるための法整備や体制準備、すなわち軍法会議や軍事裁判などにかかわる法律の制定がされることとなる。軍法会議や軍事裁判所が設置されたならば、仮に隊員が海外で敵前逃亡した場合にその隊員が重い刑罰を科される恐れもある。

このように集団的自衛権の行使容認については、重大な問題をはらんでいる。にもかかわらず、安倍首相は私的諮問機関である安保法制懇の答申と閣議決定のみで行おうとしている。ついて、平和都市宣言を議決した本市議会は、政府に対し、集団的自衛権の行使容認をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
法務大臣様